



小島 智恵
議員
(拓政会)

問

国や自治体は経済的に困窮する人々に対し、憲法25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため保護費を支給している。近年、生活保護世帯数・受給者数は増加し、本年3月には210万8096人、支給額3兆7000億円と財政負担も大きい。なお、最低賃金との逆転現象による生活困窮者も多い。一方、保護費の不正受給が増加し、数多く報道されている（札幌市や滝川市、管内での覚醒剤購入等）。制度上、町の関わり方には難点もあるが、生活を守り、受給者の自立を促すことは大事な課題でもあり、以下伺う。

- ①生活実態の把握と傾向（受給世帯数、受給者数、受給理由、生活相談数、申請件数等）
- ②不正受給の実態と防止の取り組みは。
- ③就労支援など自立を促す方策について。
- ④ケースワーカー（道）や民生・児童委員（町）との生活保護行政

問

生活保護の不正受給を防止する取り組みは

答

町では民生委員や近隣住民の方の情報提供により実態把握に努めている

の連携について。
⑤生活困窮者等の生活相談の充実と減免・軽減について。

町長

①（平成24年3月末現在）	
受給世帯数	226
受給者数	326
受給理由	
高齢者世帯	114
傷病世帯	44
母子世帯	21
障がい者世帯	20
その他の世帯	27
相談件数(延べ数)	
上記の内申請件数	46
申請却下件数	2

②本町では不正受給の事例はないが、所得の申告漏れで保護費が減額された事例が3件あった。
北海道では、定期的にケースワーカーが家庭訪問を実施し、生活状況などを調査して不正防止に取り組んでいる。
③町が単独で実施することは非常に難しい問題と考えている。
現在、国では、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の特別部会で、生活保護制度の改正

や生活困窮者支援の対策について検討が進められているので、町としては、このたびの検討において、憲法第25条に定める「生存権」の理念が十分に反映されるよう、社会保障審議会の議論を注視している。

④これまでも生活困窮者の発見、生活相談、生活保護申請の段階から、生活保護受給後の体調管理や生活状況、就労に関する相談などについて民生委員の活動の一環として、民生委員の協力のもと、町担当者とケースワーカーが一体となつて進めてきている。

⑤相談者の心情に十分配慮し、町税の減免や徴収猶予などの制度を活用するなど、生活状況を正確に把握するよう相談業務に取り組むとともに、生活に困窮していて支援を必要とする方が本制度を活用できるよう、周知を行い、制度が適正に運用され、セーフティネットとして最大限の効果を発揮できるように取り組んでいきたい。

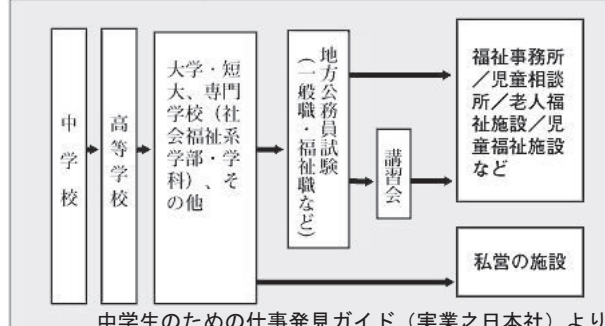
再質問

①道のケースワーカーは何名か。増員を要請できないか。
②不正受給ではないかと町民からの情報提供は。
③民生委員の待遇面を手厚くできないか。

答

①幕別町担当は4人で、他町村を兼務している担当者もいると聞いている。増員については、全道的な範囲の中での配置についての要請はしていきたい。
②年間1件か2件の情報提供がある。
③できる限りその活動に支障を来さない範囲の中で、支援できればと思っている。

ケースワーカーになるには



中学生のための仕事発見ガイド（実業之日本社）より
福祉事務所のケースワーカーは、全国で約1万6000人、児童相談所の児童福祉司は約1300人、各種施設の生活・児童相談員は約3万4000人います。